

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険（個別） 手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00021  <u>最終改正 平成22年9月29日</u></p> <p>第1条～第17条 （略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p><b>第18条</b> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>第1号 ～ 第4号 （略）</p> <p>第2項 ～ 第3項 （略）</p> <p>第19条～第29条 （略）</p> <p><u>附 則</u>  <u>この改正は、平成22年10月1日から実施する。</u></p> <p>別表1～6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険（個別） 手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00021</p> <p>第1条～第17条 （略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p><b>第18条</b> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類等を本店に提出するものとする。</p> <p>第1号 ～ 第4号 （略）</p> <p>第2項 ～ 第3項 （略）</p> <p>第19条～第29条 （略）</p> <p>別表1～6 （略）</p>	